

令和2年度4月教育委員会議定例会議事日程

日 時 令和2年4月17日（金）
午前9時30分より
場 所 町民センター2A クラブ室

- 1 開会宣言
 - 2 署名委員の指名
 - 3 職員紹介
 - 4 教育長事務報告
 - 5 付議事項
 - (1) 議案第1号 二宮町教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について
 - (2) 議案第2号 学校の働き方改革に関する基本方針
 - 6 報告・協議事項
 - (1) 令和2年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会について
 - (2) 町立小中学校ホームページの開設について・・・資料No. 1
 - (3) 新型コロナウイルス感染防止対策のための今後の生涯学習事業の開催について
・・・資料No. 2
 - (4) その他
- * 次回教育委員会議予定
- 7 閉会宣言

令和2年度 二宮町教育委員会職員名簿

(令和2年4月1日)

事務局職員

※異動者

役 職	氏 名
教育部長	黒石 徳子
教育総務課長	下條 博史
〃 課長代理兼指導主事	※ 田中 明夫
教育総務班 班長	※ 岩崎 稔史
〃 副主幹	石坂 由希子
〃 主任主事	※ 大木 健司
〃 主任主事	※ 渡邊 一充
〃 主事	鈴木 勇人
指導班 班長兼指導主事	※ 境野 朋美
〃 主幹	※ 丹羽 朋子
学校給食センター担当班長	※ 寺口 瑞紀
〃 栄養教諭	岡根 直子 【一色小学校】
〃 学校栄養技師	富田 佑美 【二宮中学校】
教育研究所 教育支援室専任教諭	海老澤 晴美 【二宮中学校】
生涯学習課長	※ 小笠原 純二
生涯学習・スポーツ班 班長	※ 小嶋 千穂
〃 副主幹	須賀 亜希穂
〃 主任主事	加藤 庸介
〃 主事	木本 盛之
〃 主事	※ 井上 大地
〃 主事	※ 小泉 尚輝
図書館班 班長	※ 竹本 直昭
〃 主幹	三浦 牧子
〃 主査	※ 込山 久美子

令和2年度 二宮町立小中学校長・教頭名簿

(令和2年4月1日)

学校名	職名	氏名
二宮小学校	校長	和田 俊宏
	教頭	北川 慶太
一色小学校	校長	古正 栄司
	教頭	中西 美保
山西小学校	校長	藤田 和人
	教頭	小室 善雄
二宮中学校	校長	松本 雅志
	教頭	岸 陽二
二宮西中学校	校長	和田 智司
	教頭	新井 久美

令和2年4月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.3.27~R2.4.16)

月	日	曜日	内 容
3	27	金	定例教育委員会議
3	31	火	町職員退職者辞令交付式
			教育委員会教職員等転退職者辞令交付式
4	1	水	町職員辞令交付式
			教育委員会教職員等辞令交付式
			教育委員会会計年度任用職員辞令交付（生涯学習課）
			学校巡回（新年度あいさつ）
			臨時小中学校校長会
4	2	木	教育委員会会計年度任用職員辞令交付（教育総務課）
			小中学校校長会
			第10回新型コロナウイルス感染症対策会議
4	6	月	町議会議員との懇談（新型コロナウイルス対応について）
4	7	火	政策会議
			第11回新型コロナウイルス感染症対策会議
			臨時小中学校校長会
4	8	水	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部
			第2回新型コロナウイルス感染症対策本部
			臨時小中学校校長会
4	15	水	臨時小中学校校長会
4	16	木	小中学校教頭会
			重点施策事業等に係る町長ヒアリング

4月政策会議結果報告

令和2年4月7日（火）開催分

【町長あいさつ】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各部の事業等へ影響が生じることが考えられる。新型コロナウイルス対策会議で、基本的な対策方針を決定するが、緊急性が高いものは個別で調整を行うこと。町長ヒアリングが始まるが、対策を調整する必要があるものについては、事前に町長と調整するなど、議論が深められるように準備を行うこと。

【主な付議案件】

1 庁議の運営について（政策総務部）

庁議について、年度当初の政策会議のため、庁議の政策決定並びに周知徹底の流れについて改めて確認を行った。

2 二宮町監査基準について（監査委員事務局）

地方自治法の改正に伴い、各地方公共団体の監査委員は、監査基準を定めることとなったため、総務省が示す監査基準（案）に基づき、二宮町監査基準を策定されたので報告があった。

【情報交換】

○ 環境衛生センター桜美園の改修について（都市部長）

平成30年度及び令和元年度の2か年で、老朽化したし尿処理施設を改修し、処理水を河川放流から下水道投入に切り替えを行いましたので、お知らせします。

教育総務課事業報告

事業報告

(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
3月31日	火	教職員等転退職者辞令交付式	役場	—
4月1日	水	教職員等辞令交付式	役場	—
4月2日	木	小中学校校長会	町民センター	11
4月2日	木	支援教育補助員研修会	町民センター	24
4月6日	月	小中学校入学式（小中学校一斉休業）	各小中学校	—
4月8日	水	児童生徒指導担当者会、教育相談コーディネータ担当者会	（書面会議）	—
4月9日	木	外国語活動・英語教育担当者会	（書面会議）	—
4月13日	月	教職員授業力向上研究担当者会	（書面会議）	—
4月16日	木	小中学校教頭会（合同開催の事務職員会議は延期）	町民センター	11

事業予定

(令和2年4月17日～令和2年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
4月20日	月	学校保健担当者会	（書面会議）	—
4月22日	水	教務担当者会	（書面会議）	—
4月30日	木	特別支援教育担当者会	（書面会議）	—
5月11日	月	小・中学校校長会	役場	14
5月12日	火	町初任者研修会	町民センター	4
5月13日	水	情報教育担当者会	（テレビ会議）	—
5月15日	金	学校事務連携会議	町民センター	8
5月20日	水	児童生徒安全対策協議会	（書面会議）	—
5月22日	金	総合教育会議	役場	11

学校給食センター

事業報告

(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月14日	火	献立会議(給食担当者)	(書面会議)	6

事業予定

(令和2年4月17日～令和2年5月22日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
5月8日	金	献立会議(P T A)	学校給食センター	8

生涯学習課事業報告（令和2年3月27日～令和2年4月16日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
4/9	木	スポーツ推進委員委嘱式 二宮町スポーツ推進委員連絡協議会①	ラディアン ミーティングルーム1	19人	中止
4/10	金	青少年指導員委嘱式 青少年指導員連絡協議会①	ラディアン ミーティングルーム1	17人	中止

生涯学習課事業予定（令和2年4月17日～令和2年5月21日）

生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
4/17	金	環境浄化パトロール①【中止】	町内	15:00
4/19	日	スポーツ推進委員連絡協議会②【中止】	町立体育館	9:30
		子ども会指導者・青少年指導者合同研修会①【中止】	ラディアン ミーティングルーム2	13:30
4/26	日	ニューススポーツ&炊事体験 (青少年指導員連絡協議会主催) 【中止】	一色防災 コミュニティセンター	10:00
5/15	金	環境浄化パトロール②	町内	15:00
5/20	水	社会教育委員会会議①	ラディアン ミーティングルーム2	13:30

【新型コロナウイルス感染症対応について】

①所管施設休館等(3月2日～5月31日)

- ・臨時休館・休場(ラディアン、温水プール、町立体育館、武道館、ふたみ記念館、町民運動場、テニスコート)
- ・屋外施設(運動場・テニスコート)については、4月1日～7日まで開場したが緊急事態宣言発令により4月8日から閉場
- ・学校開放事業も同期間中止

②事業等中止

- ラディアン20周年記念事業、にのみや町民大学講座(9月末まで)、子ども野外研修(子ども会育成会連絡協議会主催)

生涯学習課事業報告(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	参加者数等
3/28	土	スペシャルおはなし会	ラディアン展示ギャラリー	中止
4/1	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	1人11冊
4/8	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	中止
4/12	日	図書リサイクルコーナー	図書館	
4/15	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
4/16	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	
4/16	木	託児サービス	ラディアン保育室	
書架整理ボランティア(中止) (上記期間中 活動日数 0日)			図書館	のべ 0人/ のべ 0時間

※臨時休館中の取り組み

- ・図書館特設カウンター開設(予約本貸出)4月7日火曜日開始 (貸出者数58人、貸出118冊)
→緊急事態宣言と自粛要請を受け、4月8日水曜日から休止中。
- ・令和2年12月実施予定の、蔵書点検作業を前倒して実施(~4月末終了予定)

生涯学習課事業予定(令和2年4月17日～令和2年5月21日)

図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
4/18	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	中止予定
5/6	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/10	日	図書リサイクルコーナー	図書館	
5/13	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
5/15	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	
5/16	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	
5/20	水	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/21	木	修理ボランティア	ボランティアルーム	
5/21	木	託児サービス	ラディアン保育室	

※書架整理ボランティアの活動日:原則 毎週火曜日・土曜日 9:30～17:00

新型コロナウイルス関連

事業報告

(令和2年3月27日～令和2年4月16日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
4月1日	水	臨時校長会	教育研究所	1 1
4月2日	木	定例校長会	2 Aクラブ室	1 1
4月2日	木	新型コロナウイルス感染症対策会議	公室	—
4月3日	金	臨時校長会	二宮小学校	1 1
4月6日	月	小中学校一斉休業	—	—
4月7日	火	臨時校長会	教育研究所	9
4月7日	火	新型コロナウイルス感染症対策会議	第3委員会室	—
4月8日	水	第1回新型コロナウイルス感染症対策本部	公室	—
4月8日	水	第2回新型コロナウイルス感染症対策本部	公室	—
4月15日	水	臨時校長会	教育研究所	1 1

町内小中学校の臨時休業（3月2日～5月6日）に伴う取り組み

- ・校庭開放の実施 3月18日～4月7日
⇒緊急事態宣言の発令により中止。
- ・出張図書館の実施 3月25日、30日
⇒ラディアン図書館司書が約600冊を用意。3小学校で延べ92人・159冊の貸し出し。
- ・支援級児童生徒の受け入れ
⇒支援級在籍児童生徒のうち、家庭での居場所確保に不安があるすべての保護者に連絡。希望者なし。
- ・学校HPを4月10日に開設
⇒コロナ関連、学校情報、学習支援コンテンツ、学習課題等の掲載。
- ・登校日の設定
⇒4月14以降、各校週1回の登校日を設定したが、児童生徒及び教員の安全を確保するため、4月20日以降は配付物のポスティングに切り替え。
インターホン越し、または電話により、児童生徒の状況確認を実施する。
- ・健康観察票の配付
⇒毎日の体温、かぜ症状、睡眠状況の記録票を配付。

生涯学習課の取組

- ・屋外体育施設（運動場・テニスコート）の休場解除 4月1日～7日
⇒緊急事態宣言の発令により再度5月31日まで休場。
開場中の利用状況 運動場…3団体 テニスコート…のべ49組
- ・図書館特設カウンター開設 4月7日
⇒緊急事態宣言の発令により4月8日より休止。
利用状況 貸出者数58人、貸出冊数118冊

議案第1号

二宮町教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

令和2年4月17日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町教科用図書採択検討委員会委員について、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの委嘱について提案する。

担当課名 教育総務課

各種委員名 教科用図書採択検討委員

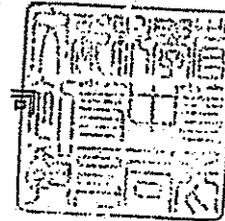
	氏名	発令年月日	任期	備考 (新任の場合 記載)
1	松本 雅志	令和2年4月1日	1年	新任
2	和田 智司			
3	藤田 和人			
4	新井 久美			
5	北川 慶太			
6	植原 丸美			
7	柏木 栄次			
8	藤原 直彦			
9	小野寺 裕美			



元文科初第1807号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」, 「職業・勤務先」(新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」), 「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については, 教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり, それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか, 教科書発行者が負担した交通費・宿泊費, 飲食費その他の費用についても, 本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には, 必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

○ 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については, 毎年度, 文部科学省から教科書発行者に通知しており, それを超える教科書見本の送付, 又は採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。)に対する献本若しくは貸与は認められていないこと(令和2年度における教科書見本の取扱いの詳細については, 別添「教科書採択の公正確保について」(令和2年3月27日付け元文科初第1806号初等中等教育局長通知)(以下「別添通知」という。)を参照のこと。)

近年, 多くの教科書発行者が, 従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり, それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから, 引き続き, 採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう, くれぐれも留意すること。

○ 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等, 一定の場合には, 採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため, これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに, 当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について, 採択権者の判断により, 具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが, その場合には, 事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

○ このほか, 採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
- ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
- ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
- ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
 ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。

○ 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。

○ 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処について

○ 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に從事させないこと。
 - ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
 - ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
 - ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
 - ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行くと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
 - ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。
- このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。
- 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。
- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、
 - ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
 - ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
 - ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

(6) 文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
 - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

②中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記(1)～(3)にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

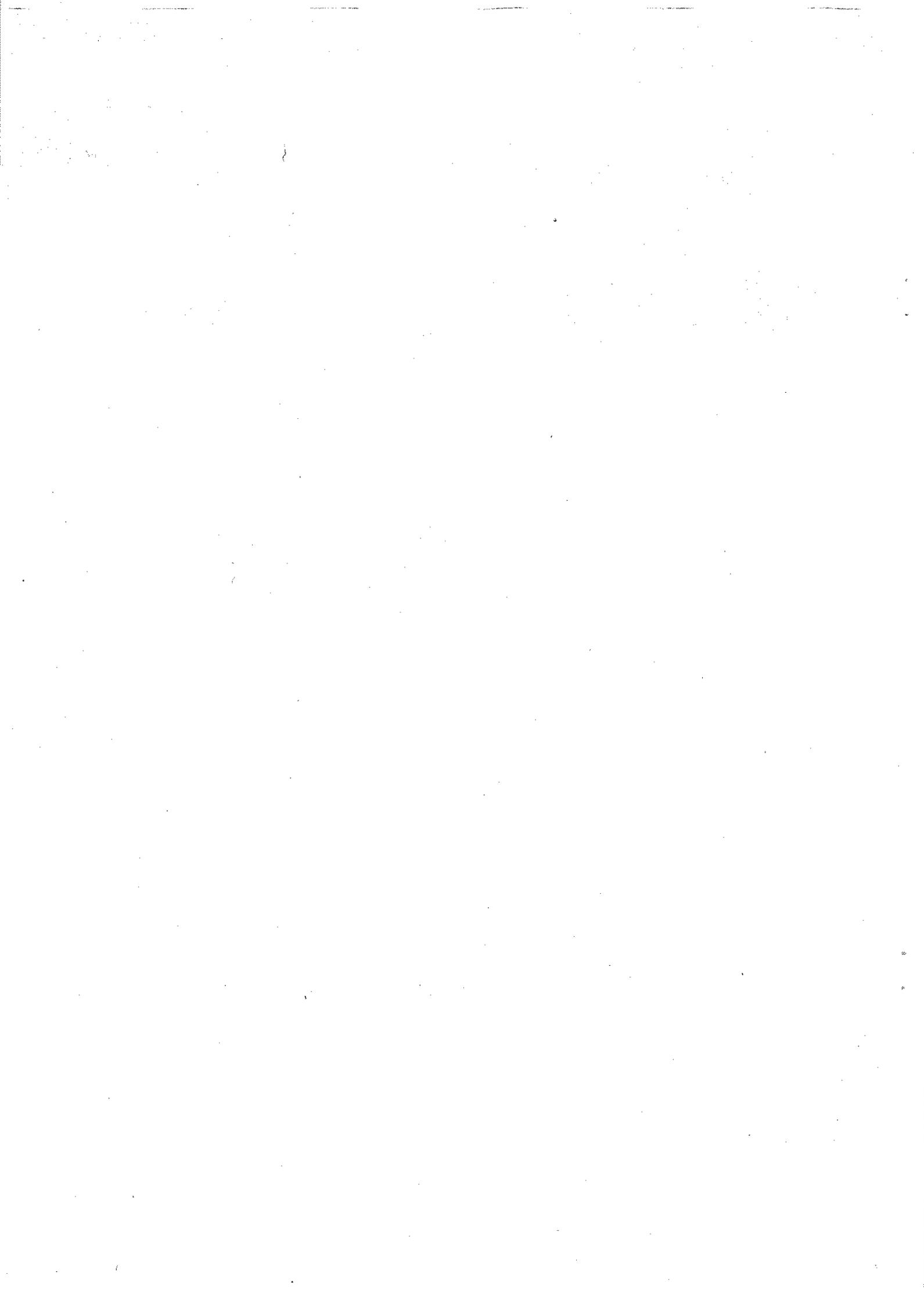
4. その他

- 都道府県教育委員会は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下の URL を参照のこと。
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03 (5253) 4111 内線 2411



議案第2号

学校の働き方改革に関する基本方針について

令和2年4月17日提出

二宮町教育委員会
教育長 森 英夫

〔提案理由〕

二宮町立小中学校教職員の多忙化解消・負担軽減を進めるために、学校の働き方改革に向けた基本方針を策定するため提案する。

学校の働き方改革に関する基本方針
案

令和2年4月
二宮町教育委員会

1 基本方針策定の趣旨

平成31年1月に国では「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定し、各市町教育委員会において上限規制の取扱いを定め、適正に運用されることが求められた。

神奈川県においても、令和元年10月に「神奈川県の教員の働き方改革に関する指針」を策定し、指針を基に学校に課されている負担を軽減し、総合的な取組を実施していくことを掲げている。

また、令和元年12月4日、給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の一部を改正する法律が可決、成立し、ガイドラインを法的根拠のある「指針」に格上げすることとなった。

これらを受け、二宮町教育委員会（以下「町教委」）においても、全ての教員が持てる力を最大限発揮し、教員の多忙化解消・負担軽減を進めるために、国、県、町と並行して学校の働き方改革に向けた基本方針を策定する。

今後は、この基本方針に基づいて学校の働き方改革のための取り組みを継続的に推進し、教員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、学校教育発展の糧となるよう計画的かつ実践的に取り組んでいく。

2 めざす勤務時間の上限と目安時間

教員の勤務時間については、ガイドラインにおいて、服務監督権者である教育委員会は、同ガイドラインを参考にしながら所管内の公立学校の教員の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとされたことから、町教委は、町立学校の教員の勤務時間の上限について定め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように、業務の削減や勤務環境の整備を進める。町立学校は、教職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、勤務時間の上限の目安時間を超えないように努力しなければならない。

(1) 上限の目安時間

- (ア) 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。
- (イ) 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が360時間を超えないようにすること。

(2) 特例的な扱い

- (ア) 目安時間を原則とし児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1年間の在校等時間の総時間から条例で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにする。この場合において、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- (イ) 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定めた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例で定めた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が80時間を超えないようにすること。

(3) 実効性の担保

- (ア) 町教委は、町立学校での実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等の取組を推進する。特に、勤務時間の上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について、学校長に事後的にな検証を求め、必要な指導・助言を行う。
- (イ) 町教委は、教職員の勤務時間等について県教委及び二宮町と認識を共有し、連携を強化する。
- (ウ) 町教委は、「学校における働き方改革」について社会全体が内容を理解できるよう、教育関係者、保護者及び地域住民等に対して町及び各学校のホームページ等を活用し広く周知を推進する。

3 取組の柱

長時間勤務改善に向け、次の3つの視点を柱とする。

① 教員の担うべき業務に専念できる環境の整備と支援体制の強化

教員が担っている従来の業務を見直し、教員の行うべき業務、専門スタッフや事務職員等と連携・分担する業務、地域の協力を積極的に得ながら行う業務、精選する業務を明確にしながら、必要な体制の強化を図る。

また、勤務実態調査から教員の長時間勤務の実態が明らかとなり、国の働き方改革と共に、家庭や地域等の教育関係者が教員という仕事の特性と勤務実態を共有し合いながら、それぞれの立場で取組を推進し、その効果が児童生徒に行き渡るようにする。

② 部活動にかかわる負担の軽減

部活動は、生徒がスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動であるため、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した運営の工夫を図り、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する。

③ 勤務時間を意識した働き方の推進

教員の働き方においてワークライフバランスを含むタイムマネジメント等の意識改革を進め、心身ともに健康を維持できるような取組を行う。

4 取組内容

取組① 教員の担うべき業務に専念できる環境の整備と支援体制の強化

(1) 教育相談・支援体制の充実

町教委は、町立学校に対して、心理教育相談員やスクールソーシャルワーカーを適正に配置し、児童・生徒や保護者からの様々な悩み、相談への早期対応を行うことのできる環境整備を図る。

(2) 支援教育補助員の適正配置

町教委は、学級数の増加等に応じて支援教育補助員を増員することにより、児童・生徒の基本的な生活習慣や学力の基礎、基本の定着などサポートの充実を図る。

(3) スクール・サポート・スタッフの任用・派遣

町教委は、資料の印刷・配布、提出物等の整理、集金業務補助などの事務作業や学校行事の運営を手伝うサポートスタッフの配置を検討し、任用・派遣を図る。

(4) 学校ICT化の推進

町教委は、令和2年度に児童・生徒用タブレット端末を全校に配置し、効果的、効率的でわかりやすい授業展開と教材の共有化、事務処理の効率化を図る。

(5) 校務支援システムの導入

町教委は、成績処理などを行う教務支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた校務支援システムを令和2年度に導入し、事務処理の効率化を図る。

(6) 給食費の徴収・管理業務の負担軽減及び公会計化の検討

町教委は、学校給食費や修学旅行等の学校徴収金の公会計化、一元管理について検討を進める。

(7) 教員定数の増員に係る国・県への要望

町教委は、必要な教員を確保するため、教職員定数の改善について国・県に要望する。

(8) コミュニティ・スクールの更なる推進

町教委及び町立学校は、令和元年度に全ての学校においてコミュニティ・スクールが導入されたことから、保護者、地域と連携・協働した「地域とともにある学校づくり」を進めていく。

取組② 部活動にかかわる負担の軽減

町教委は、令和元年10月に策定した二宮町立学校に係る部活動の方針に則り、適切な休養日や活動時間を設定する。（以下、二宮町立学校に係る部活動の方針より抜粋）

（1）部活動における休養日及び活動時間について

- ア 学期中は、原則として週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- イ 夏季休業、冬季休業等の長期の休業（以下、「長期休業」という。）中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- ウ 1日の活動時間は、最長で平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、部活動の準備や後片付け、登下校や活動場所までの移動時間等は生徒の活動時間には含まないが、その指導については、部活動顧問が責任を持って行い、生徒の安全管理及び教員の長時間勤務等に配慮することとする。なお、練習試合等でやむを得ず終日の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮の上、休養時間を適切に設定し、無理のないように活動する。
- エ 朝の活動については、生徒の健康・安全管理や、教職員の多忙化を解消し職務全般のバランスをとる観点から、実施の意義や効果・方法等を常に検証し、例えば「大会直前の限られた期間のみ行う」「休養期間中は行わない」「専門性を持った地域の人材等を活用して取組む」「朝の活動時間も1日の活動時間に含める」等の工夫・改善に努めながら実施するものとする。

（2）各部活動の休養日について

校長は、上記の基準を踏まえ、各部活動の休養日等を設定する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

（3）休養日等の設定について

上記基準のほか、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、部活動共通、学校全体等の休養日を設け、週間・月間・年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

（4）部活動外部指導員の検討

町教委は、部活動外部指導員の導入について検討を進める。

取組③ 勤務時間を意識した働き方の推進

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、啓発する。

(2) 年次休暇の積極的取得の推進及び長期休業期間中の「学校閉庁日」の設定

町教委は、年次休暇の取得日数を15日以上（県基準）取得するように呼びかけていくとともに、町立学校職員が休暇を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。学校閉庁日は、夏季休業期間において試行的に実施しているが、令和2年度以降においても継続的に実施するとともに、年末年始休業期間の学校閉庁日について検討を行っていく。

(3) 閉庁時間における電話対応

町立学校は、授業がある日の午後5時以降、留守番電話を設定する。

(4) 勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムの構築

ア 町教委は、町立学校における勤務時間の管理について、令和元年度より実施しているタイムカード（デスクネッツ）による勤怠管理を含め、具体的かつ効率的な方法を検討し、勤務時間を客観的に把握できるシステムを構築するように努める。

イ 町立学校は、勤務時間等を把握・記録した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(5) メンタルヘルス対策の推進

町教委は、町立学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックを実施する。また、業務内容や業務量、サービスなどについて、教員が不安に感じていることなど、相談しやすい雰囲気づくりの促進を図る。

(6) 労働安全衛生の推進

町教委は、前号のストレスチェックの結果を町立学校教職員安全衛生推進連絡会（以下「連絡会」という。）に報告するとともに、教職員健康管理指導医との連携により、学校への適切な指導・助言に努める。また、連絡会については、より有機的に機能するように検討を進める。

(7) 行事、研修、会議等の効率的・効果的な運用

町教委及び町立学校は、既存の行事等の統廃合による見直し、集合研修の工夫、会議の回数縮減、資料の事前配布、終了時刻設定予告による効率的な会議運営を推進していく。

学校ホームページの開設について

【町ホームページの TOP ページ】



【町ホームページの小中学校のページ】



【4月16日 15:30 現時点のアクセス数】

学校名	アクセス数
二宮小学校	431
一色小学校	調整中
山西小学校	243
二宮中学校	329
二宮西中学校	578

新型コロナウイルス感染防止対策のための 今後の生涯学習事業の開催について

①二宮町体育祭 10月4日（日）

- ・主催：町、町教育委員会 主管：町スポーツ協会
- ・第1回スポーツ協会三役、スポーツ推進委員三役会議…5/15（金）
- ・プログラム広告募集記事（広報にのみや）締め切り…5/8（金）
- ・スポーツ協会三役との意見交換…主催者側の意向に従いますとのこと

②二宮町文化祭 10月13日（火）～11月3日（火）

- ・主催：町文化祭実行委員会
- ・参加者募集…6月中
- ・第1回実行委員会…7月下旬
- ・合唱祭…練習、打合せができないとの意見（約17団体）
芸能大会…練習場所、時間が確保できない、ホールに多人数が集まることが心配との意見（約13団体）
作品展示…各自制作している作品については準備可能とのこと

③民俗芸能のつどい 10月25日（日）

- ・主催：民俗芸能保存会連絡協議会、町教育委員会
- ・第1回本部役員会…8月
- ・招待芸能との出演交渉
- ・練習場所が確保できないと考えられる（全15団体）

④二宮町・町内一周継走大会 12月13日(日)

- ・主催：町、町教育委員会 主管：町スポーツ協会
- ・打合せ会…10/15(木)
- ・令和元年度実績…20地区中16地区参加、オープン参加1チーム
- ・地区長アンケート
 - …選手が集まらない、
 - 地区対抗を廃止してオープンに
 - 各方面への負担が大きい
 - 地域の活性化につながる
 - 大会役員150名の確保が難しい、素人の方が多い
 - 地域の格差を考慮することができず、公平な事業ではない
 - さまざまなスポーツイベントが実施されており、役目が終わったのでは
- ・スポーツ協会三役との意見交換
 - …早めに町側の方向性を出してほしい

⑤20周年記念事業

【生涯学習・スポーツ班】

一色小学校区地域再生協議会「やまゆり里山音楽祭」 10/17(土)

二宮演奏家協会「ガラ・コンサート」 12/6(日)

ラディアン20周年記念合唱団「第九」 12/20(日)

スタジオ・ピアーチェ「メサイア」 12/27(日)

- ・最低6か月の準備期間が必要。今年度の開催は現実的には難しい。
- ・6月末時点でラディアンが使えるかどうかで判断したい。
- ・練習場所の休館が延びると難しい。延期してもらった方がありがたい。

【図書館班】

図書館講座 9/20(日)

かこ さとし展(原画) 1/27(木)～2/7(日)：図書館を楽しむ会共催

令和2年度 5月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和2年5月22日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町町民センター 2Aクラブ室（予定）
- 3 付議事項
（1）令和2年度二宮町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
- 4 報告・協議事項
（1）小・中学校学級編制及び児童生徒数について
（2）その他

（定例会終了後）学校給食試食（給食費を当日徴収させていただきます。）（予定）

13時30分 第1回総合教育会議（2Aクラブ室）

※ 出席を要する主な行事

- | | | |
|----------|--------|-------------------------------|
| 5月22日（金） | 9時30分 | 5月教育委員会議定例会（2Aクラブ室）（予定） |
| | 13時30分 | 総合教育会議（2Aクラブ室）（予定） |
| 5月23日（土） | | 【延期】二宮中学校汐鳴祭（体育の部） |
| 5月28日（木） | | 【中止】関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会（群馬県） |
| 5月30日（土） | | 【延期】二宮小運動会、山西小運動会、二宮西中体育祭 |
| 6月6日（土） | | 【延期】一色小運動会 |